

事務事業評価調書 令和元年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 健康推進課		作成日	令和元年7月26日		No.	7
作成責任者(課長)氏名	中野 育三		作成者氏名	深須 麻美子		電話	564-5421
事務事業名	母子栄養強化事業						
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 <input checked="" type="checkbox"/> 不詳		区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他			
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()	
	2			3		1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定	
法令等の名称	母子保健法第14条、母子栄養強化事業実施要領						
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務)						
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)						
補助の内容(補助率等)							
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	市内に住所を有しかつ(1)から(4)のいずれかの世帯に属する妊産婦及び乳児 (1)生活保護受給世帯 (2)市民税非課税世帯 (3)所得税非課税世帯 (4)市長が特に必要と認める世帯					
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア <input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	意図： どのような状態にすることを指すのか	対象者に対して支給する栄養食品は粉ミルクとし、支給期間については、妊婦の場合は申請書を受理した日の属する月の翌月から出産した日の属する月まで(最大6か月間)、産婦の場合は出産した日の属する月の翌月から3か月間、乳児の場合は生後4か月に達した日の属する月から9か月間としている。					
	実施結果： どうなったのか (30年度実績)	妊婦3人(21箱)、産婦4人(12缶)、乳児14人(152缶)					
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名					
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	類似事業名					
事業環境の変化	対象者の食品に対する嗜好や選択肢が多様化してきていることから、他市等においても栄養強化のために食品を支給することについては、見直しの傾向にある。						
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	他市では栄養強化のための食品支給は見直しの傾向にあり、多胎児等への制度拡充もしくは制度廃止の方向に分かれている。					
	府中市	低所得世帯の妊産婦及び乳児のほか、多胎の乳幼児、HTLV-1抗体陽性※の妊婦から出生した乳幼児を対象に粉ミルクを支給。 ※妊婦健診の検査項目に含まれる。血液の癌(白血病)で母乳感染有。					
	東大和市	低所得者世帯の妊産婦及び健康診査等の結果医師により栄養強化が必要と認められた乳児が対象。牛乳(これによりがたい場合は他の乳製品)を支給。7年前より実績なし。					
	西東京市、武蔵野市	事業廃止等により実施していない。					
市民・議会等からの意見	特になし						
【評価指標】							
		指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	①	支給対象者数	人	妊婦、産婦、乳児の数			
	②	支給量	箱、缶	粉ミルクの支給個(箱、缶)数			
成果指標	①						
	②						
費用・成果の推移							
	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度予算	備考			
事業費(千円)	152	335	349				
うち一般財源	152	335	349				
所要人員(人)	0.02	0.02	0.02				
総コスト(千円)	321	504	522				
活動指標	①	11人	21人	13人			
	②	68箱、缶	185箱、缶	174箱、缶			
成果指標	①						
	②						

一 次 評 価	必然性	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある
	・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	母子保健法に定める妊産婦等への栄養強化についての必要な援助は、児童手当や生活保護等の代替サービスにより目的を達成できると思われるため、本事業の必然性は低いものとする。
	有効性	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある
	・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	粉ミルクの支給のみでは、妊産婦の母体の健康保持並びに胎児及び出生後の乳児の健全育成については補完的なものでしかないので、対象者の栄養摂取知識の取得による一般的な栄養強化対策も必要と考える。 また、支給される粉ミルクは種類が限定されており、近年は食品に対する嗜好や選択肢も多様化していることから、市民ニーズに適合しているとはいえない。
	手段の妥当性	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない(ほとんどない) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある
	・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	粉ミルクの支給は直接窓口で行うため、要支援者の状況確認の機会となっているが、事業本来の目的である栄養強化については、食品の現物支給よりも代替サービスを活用しながら、指導、相談等による適切な栄養摂取知識を取得することが、妊産婦又は乳幼児の栄養強化にとって有効と考える。
	効率性	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率な点がある
・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	本事業は申請に基づく事務であり、粉ミルクの購入、保管及び窓口での支給のみを行っているため、少ない手間と予算で実施できている。	
二 次 評 価	達成度	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input checked="" type="checkbox"/> 目標以下
	・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	低所得者世帯の希望者全てに粉ミルクを支給することができているが、支給実績は低所得者全体の一部に限られている。
行 政 評 価 委 員 会 意 見	公平性	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある
	・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	本事業は、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯など、低所得世帯全てを対象としているため、公平性は確保されている。
一 次 評 価	○廃止・休止した場合の影響 <input type="checkbox"/> 影響は大きい <input checked="" type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止
	(説明) ※その影響等を具体的に記入 近年、栄養強化が必要と認められる乳児が減少傾向にあることを踏まえれば、廃止等による影響は小さいと考える。	【総合的意見】 母子保健法に定める妊産婦への栄養強化についての必要な援助は、粉ミルクの現物支給よりも、本事業以外の代替サービスを活用し、指導・相談等による適切な栄養摂取知識の習得が有効と考えられるため、本事業は廃止すべきと考える。
一 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止	
二 次 評 価	【総合的意見】 本事業は、妊産婦及び乳児の栄養強化を目的として、粉ミルクを支給することにより、母体の健康の保持並びに胎児及び乳児の健全育成を図るものであるが、母子保健法が施行された昭和40年代と比較して栄養強化が必要と認められる乳児等は減少しており、申請件数が低調となっていることから、本事業の有効性は低下しているものと考えられる。 このことから、決められた栄養食品を支給するのではなく、保健師等の指導により保護者が栄養摂取に関する正しい知識を習得し、発育に合わせた食育を適切に実施することが乳児の健全育成を図る上で、より効果的であると考えられるため、本事業については、廃止することが適当である。	
行 政 評 価 委 員 会 意 見	本事業は、戦後の復興期における妊産婦及び乳児の食糧不足を解消するために開始したものと思料するが、近年の申請件数が低調であることから、時代の変化に伴って必要性が低下しているものと判断できるため、当委員会としても本事業を廃止すべきとする二次評価に異論はない。 よって、今後は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を目的として、子ども家庭支援センターにおいて母子保健事業を一体的に実施することなど、来年度から実施を予定している新たな取組を市民に周知するとともに、関係各課が連携して子育て世帯が抱える課題に柔軟に対応することにより、市民サービスの充実を図っていくことを期待したい。	